

# 福島第一原子力発電所における 放射線防護上の不適合事例について

2026年6月3日

---

東京電力ホールディングス株式会社

**TEPCO**

## 2026年2月5日以降に発生した放射線防護に係る不適合

件名	発生年月日	概要	要因分類
①企業センターB棟休憩所一般服出入口からG装備での入室について	2026.3.19	パートナー企業作業員が、G装備で現場へ向かう途中、保護メガネを所持していない事に気づき、保護メガネが配備されている企業センターB棟へ向かったが、一般服出入口からG装備で入室してしまい、休憩所の管理員に指摘を受けた。企業センターB棟休憩所の管理員により、協力企業作業員が誤って入室してしまったエリアをふき取り後、線量測定を実施し汚染がないことを確認。	基本行動の不備
②パートナー企業による個人線量報告値誤りについて	2026.4.28	パートナー企業より2025年2月に当社へ報告した個人線量評価値に誤りがあったとの報告を受け、個人線量評価値の報告資料について調査したところ、厚生労働省へ報告した値の修正が必要であることを確認。協力企業各社へ同様の事例がないかを確認し、修正を実施する。なお、本件については、協力企業において個人線量管理は正しく実施されていることを確認。今後、再発防止対策を実施予定。	品質 (記録誤り)

## ①. 企業センター-B棟休憩所一般服出入口からG装備での入室について

### 不適切事例

パートナー企業作業員が、G装備で現場へ向かう途中、保護メガネを所持していない事に気づき、メガネが配備されている企業センター-B棟休憩所の一般服出入口から入室してしまい、休憩所管理員から指摘を受けた。作業前事象であった為、休憩所内への汚染は確認されなかった。



【正しいふるまい】

- ・休憩所へ入る際は、指定された装備の出入口を使用する。

### 対策

①放射線安全推進連絡会にて当該事象の紹介及び、改めて下記の注意喚起を実施。

- ・経験日数が浅い方については、単独行動をさせないこと

### 守らなければならない理由

汚染のおそれのないエリアへ汚染を持ち込む事により、身体汚染・内部取り込みに繋がるおそれがあるため

## ②. 協力企業による個人線量報告値誤りについて

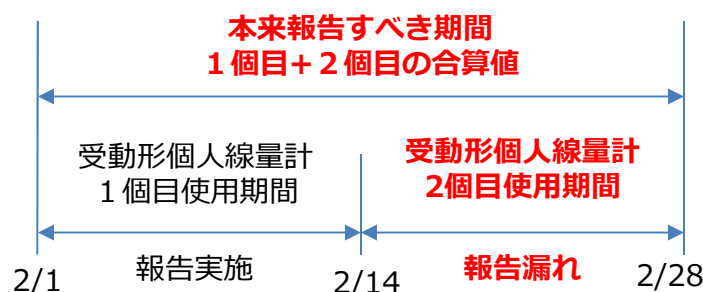
### 不適切事例

協力企業より当社へ報告済みの個人線量評価値に誤りがあったとの報告を受けた。対象となるのは2025年2月分の個人線量報告値で、当該企業社員1名分について、当該月に使用した受動形個人線量計2つ分の測定結果を合算し報告する必要があったが、1つ分の測定結果のみを当社へ報告していた。

本事象により厚生労働省へ報告済の資料及びホームページ掲載資料の修正が必要であると判明した。

なお、本修正に伴い個人線量の目標値等の逸脱は発生していない。

個人線量評価項目	正	誤
実効線量	0.9mSv	0.7mSv
等価線量(皮膚)	3.1mSv	2.6mSv
等価線量(水晶体)	0.9mSv	0.7mSv



#### 【正しいふるまい】

- 個人線量の評価値は一人ずつデータの確認を行い算定する。

### 対策案

(当該企業の再発防止対策)

- 1か月において受動形個人線量計の切り替えを実施した場合に、対象者の受動形個人線量計をもらわず測定し、結果報告をできるように、記録管理表を作成する。
- 受動形個人線量計の測定結果受領から当社へ個人線量評価値を報告するまでの手順書を整備する。

### 守らなければならない理由

被ばく線量を正しく管理しないと、個人の健康を守れなくなる恐れがあるため

(ご参考) 福島第一原子力発電所における  
放射線防護上の不適合事例について  
【昨年度ご報告分】

---

# 免震重要棟一般服出入口からG装備での入室について

## 不適切事例

当社社員が入退域管理棟でG装備を着用し、免震重要棟（休憩所内）へ移動した。免震重要棟到着後G装備を着用したまま一般服出入口から入室してしまい、警備員から指摘を受けた。なお、当該社員の移動経路の汚染検査を実施した結果、汚染が無い事を確認した。



【正しいふるまい】

- ・ G装備専用の出入口から入室する。

## 対策

- ① 当該事象について、「ふるまい教育」資料に反映
- ② 免震重要棟一般服出入口に標識【G装備での通行不可】を設置

## 守らなければならない理由

休憩所内へ汚染を持ち込むおそれがある。

# 管理対象区域内における水分の摂取について

## 不適切事例

当社委託員が作業終了後、構内循環バスに乗車した際、携行していたペットボトルの飲料水を摂取した為、自ら作業班長へ報告した。

本人へ聞き取りをした所、無意識のうちに飲料水を摂取してしまったとの事。

なお、当該委託員の身体汚染検査、WBCによる測定及びバス車内の汚染検査を実施し、汚染がない事を確認した事から放射性物質の内部取り込みの可能性は無いと判断した。



構内循環バス車内での飲食は禁止！

【正しいふるまい】

・管理対象区域内での飲食・喫煙は、指定された休憩所内で行う。

## 対策案

- ①社内イントラ及び放射線安全推進連絡会にて当該の事象紹介及び注意喚起を実施
- ②管理対象区域内での飲水禁止を理解していても、無意識でおこなってしまう事例があることを「ふるまい教育」資料に反映
- ③構内各休憩所バス乗場へ音声ガイド機器を設置。バス車内での飲食禁止を注意喚起する。



音声ガイド機器  
【トークナビ】

## 守らなければならない理由

放射性物質の内部取り込みに繋がるおそれがある。

# 当社ホームページの公開データに評価値の誤りについて

## 不適切事例

当社ホームページの公開データのうち、4月分の構内表面汚染密度測定結果について、評価値が10～20%高く評価されていることが判明した。  
原因を調査したところ、4月において、測定結果の記録を出力するシステムを変更した際に設定した機器効率を、測定時において変更していなかった事が判明した。  
その他のデータについては、同様な誤りが無いことを確認すると共に、当該データについて、訂正を行った。



機器効率を修正せず  
記録作成



記録に誤りがある状態で  
データを公開

【正しいふるまい】

- ・測定結果を出力する際は、機器効率が正しいことを確認する。

## 対策

- ① システムから測定結果の記録を出力する際は、機器効率が正しいことを確認することを、手順書にて定める。

## 守らなければならない理由

誤ったデータを公開する事による社会からの信頼低下。

# 個人線量評価値の誤りによる報告資料の修正について

## 不適切事例

当社社員が、協力企業より2022年2月分の個人線量評価値の報告に誤りがあったとの報告を受け、個人線量評価値の報告資料について確認したところ、規制委員会と厚生労働省に報告した値およびホームページ掲載資料の修正が必要であることを確認した。なお、本修正による、個人線量の管理値逸脱等の問題はないことを確認済み。



思い込みによる記載ミス  
正) : 『0.1mSv』  
誤) : 『x』

### 事象詳細

GB・APDの比較算定結果を手入力にて「個人線量評価集約シート」へ転記の際、『0.1mSv』と記載すべき所『x』と記載。

### 原因

事象発生時(2022年2月)「個人線量評価集約シート」は手入力で作成。  
複数名の作業員の値が「0.0mSv」であった事から当該者も同値と  
思い込み『x』と入力した。

### 【正しいふるまい】

- 個人線量の評価値は一人ずつデータの確認を行い算定する。

## 対策

(当該企業の再発防止対策)

- ① 「評価集約シート」「GB測定結果」「自社管理用データ」を持ち寄り担当者3名で声出しによるチェックを実施する。
- ② 「評価集約シート」作成に当たり社内マニュアルを作成。同様事象の再発防止を図る。

## 守らなければならない理由

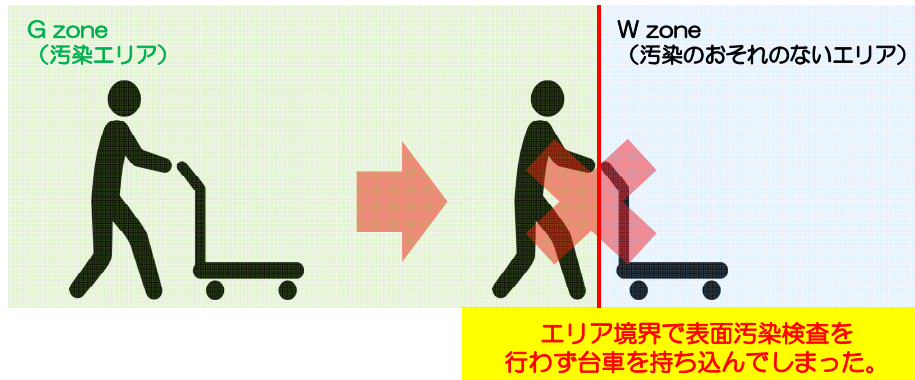
誤ったデータを公開する事による社会からの信頼低下。

# 免震重要棟における表面汚染検査未実施について

## 不適切事例

パートナー企業作業員が免震重要棟から3,4号S/B休憩所へ飲料水を運搬する作業において使用した台車を免震重要棟内の汚染のおそれのないエリアへ表面汚染検査を行わず持ち込んでしまった。

区域区分に対する作業員の認識不足及び放射線管理員の周知が不十分であった事が原因。その後、当該台車及び移動ルート of 表面汚染検査を行い、汚染がない事を確認した。



【正しいふるまい】

- ・汚染エリアで使用した物品を汚染のおそれのないエリアへ持ち込む際は表面汚染検査を確実に行う。

## 対策

- ①パートナー企業放射線管理員は、作業エリアの区域区分を事前確認し、作業員全員へ指示及び理解度の確認を行う。
- ②放射線安全推進連絡会にて当該事象の紹介及び注意喚起を実施。

## 守らなければならない理由

汚染のおそれのないエリアへ汚染を持ち込む事により  
身体汚染・内部取り込みに繋がるおそれあり。